

きりゅう七夕まつりを開催

公益社団法人日本青年会議所関東地区大会上州きりゅう大会の記念事業として、「きりゅう七夕まつり」を開催します。

期日＝7月4日（金）

時間＝午後5時～8時30分

場所＝本町通り（本町一丁目・二丁目）

内容＝七夕飾りの設置、キッチンカーなどの出店、きりゅう起龍演舞、ハローキティ夏祭りミニステージ、子ど



七夕飾り

も向けワークショップなど

主催＝一般社団法人桐生青年会議所

共催＝桐生市

問い合わせ＝一般社団法人桐生青年会議所（☎46 - 3777）、企画課大学連携・教育都市推進担当（☎32 - 3831）



起龍演舞



桐生市職員採用試験 （令和8年4月1日採用）

令和7年度は、上級行政・上級土木・社会福祉などの職員採用試験を、「A日程」（6月29日（日））と「B日程」（9月21日（日））の2回実施します。

▶ A日程

試験期日＝6月29日（日）

試験場所＝美喜仁桐生文化会館

採用予定人数＝上級行政…7人程度／上級土木・上級建築・上級電気・上級機械・社会福祉…各若干人
試験内容

上級行政・社会福祉＝教養試験

上級土木・上級建築・上級電気・上級機械＝教養試験、専門試験

対象＝平成8年4月2日から平成16年4月1日まで

で生まれた人

申し込み＝6月18日（水）午後5時15

分までに専用フォームからお申し込みください。詳しくは、右の二次元コードから市ホームページをご覧ください。人材育成課（市役所3階）、総合案内所（市役所1階）、市ホームページにある試験案内をご確認ください。



▶ B日程

6月下旬に市ホームページでお知らせします。

※上級行政および社会福祉については、A日程に申し込んだ人は、B日程を申し込むことはできません。詳細は市ホームページまたは試験案内をご確認ください。

なお、初級事務・消防などの職員採用試験も、9月21日（日）に実施します。詳細は、広報きりゅう7月号でお知らせします。

問い合わせ＝人材育成課人事給与担当（☎32 - 4157）

地域福祉計画・地域福祉活動計画

地域共生社会の実現や「市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり」を目指し、地域福祉の向上を図ることを基本理念に「第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

地域福祉の推進に向け、地域住民・関係機関・

市・社会福祉協議会などで協働し、地域共生社会の実現を目指す取り組みが盛り込まれています。

なお、この計画は市と社会福祉協議会が協働し、一体的に作成しています。

計画書は、福祉課（市役所1階）、新里・黒保根支所、各公民館、桐生市社会福祉協議会（新宿三丁目）、市ホームページなどにあります。

計画期間＝令和7年度から令和11年度までの5年間

問い合わせ＝福祉課社会福祉係（☎44 - 8239）

桐生市・新里村・黒保根村 合併20周年記念事業

平成17年6月13日に当時の桐生市と新里村、黒保根村が合併し、現在の「桐生市」となり、6月13日（金）に合併20周年を迎えます。

この節目を迎えるにあたり、下表のとおり記念事業の実施を予定しています。

問い合わせ＝企画課大学連携・教育都市推進担当
（☎32 - 3831）



▲祇園屋台総揃え（イメージ）

■合併後の主な出来事

年	出来事	地区
平成18年	上毛電気鉄道「桐生球場前駅」開業	桐生市
平成21年	桐生市新里総合センター開設	新里地区
平成24年	国重要伝統的建造物群保存地区選定（桐生新町）	桐生市
平成27年	「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」日本遺産認定	桐生市
平成30年	桐生武井西工業団地完成	新里地区
平成31年	水沼定住促進住宅入居開始	黒保根地区
令和3年	市制施行100周年・水道創設90周年	桐生市
令和4年	桐生市立黒保根学園開校	黒保根地区
令和5年	エスディージーズSDGs未来都市に選定	桐生市
令和6年	リトリート環境整備事業開始	黒保根地区
令和7年	市役所新本庁舎供用開始	桐生市
	桐生武井東工業団地事業化決定	新里地区

■合併20周年記念事業

時期	事業名	記念事業の内容
6月	記念給食メニュー	合併記念給食メニューの提供
7月	ツクルン tsukurun キリユウ KIRYU セタイベント	子どもたちによるデジタルペイントを使用した短冊の作成と展示
8月	新里まつり	歌謡ショー、花火大会のイベント内容の拡充
	黒保根まつり	花火大会の拡充および大やぐらの更新
11月	祇園屋台 とうぞろ 総揃え	本町一丁目から六丁目が所有する祇園屋台の一斉展示

物価高騰対策子育て世帯応援事業

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童1人あたり5,000円分のポイントが入った桐ペイカードを配布します。ぜひご利用ください。

対象＝平成19年4月2日から令和7年4月16日までに生まれ、基準日（令和7年5月1日）に桐生市の住民基本台帳に記載のある児童

配布時期＝7月上旬までに順次配布予定

配布方法＝簡易書留で、対象児童が属する世帯の世帯主あてにまとめて送付

※配偶者の暴力などの特別な事情で、住民基本台帳の住所とは異なる場所に居住している人は、6月12日（木）までに申し出てください。現在の住所へ送付します。

ポイントの有効期限＝10月31日（金）

▶不在などでカードを受け取れなかった人へ

受取方法についての案内を郵送します。内容を確認のうえ、早めにお受け取りください。

受取時間＝月～金曜日（祝日を除く）…午前

8時30分～午後5時

15分／8月17日（日）、9月7日（日）、10月19日（日）…午前9時～午後1時

受取場所＝子育て支援課（保健福祉会館1階）

問い合わせ＝カードの配布・受け取りについて…子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1150）、桐ペイの利用方法について…DX推進室桐ペイ推進応援担当（☎32 - 4196）



生活保護を受けることは国民の権利です

私たちは誰でも、生活に困ったときは、生活保護法の定める条件のもとで、権利として生活保護を受けることができます。

居住している土地・家屋の保有は原則、認められます。また、自動車の保有は原則として認められませんが、障がい者の通院・通勤での使用などは、認められる場合があります。

病気や障がい働けない、収入が少なく生活できない、収入が少なく医療費の支払いに困っているなど、生活にお困りの人は、ためらわず、福祉課（市役所1階）または民生委員に気軽にご相談ください。
問い合わせ＝福祉課保護係（☎44 - 8238）

生活保護対応相談窓口を開設

福祉課保護係窓口へ行くことに抵抗感のある人が相談しやすい環境を整えるため、人材育成課（市役所3階）に相談窓口を設置します。

安心して相談ができるよう、相談員が丁寧に対応します。いただいたご意見などは、福祉課と連携して対応します。

ご希望があれば福祉課保護係への同行も行います。

対象＝次の①または②に該当する人

- ①生活保護利用者（申請者を含む）およびその家族
- ②これまで生活保護について福祉課に相談をしたことがある人およびその家族

問い合わせ＝生活保護対応相談窓口（人材育成課内、☎32 - 4153）

児童手当の手続きをお忘れなく

現況届の提出が必要な対象者には、案内通知を郵送します。

対象＝次の①～⑦のいずれかに該当する人

- ①配偶者からの暴力により、住民票の住所地が桐生市と異なる
- ②支給対象児童の戸籍と住民票がない
- ③離婚協議中で配偶者と別居している
- ④法人である未成年後見人

⑤施設等受給者

⑥「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出している児童が「学生」以外である一般受給者

⑦桐生市から提出の案内を受けた

申し込み＝6月30日（月）までに現況届を直接または郵送で子育て支援課（保健福祉会館1階、〒376 - 0045末広町13 - 4）へ提出してください。

※未提出の場合、6月分以降の支給が一時止まってしまいますのでご注意ください。

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1152）

7月31日（木）に有効期限を迎える福祉医療費受給者証があります

問い合わせ＝医療保険課医療助成係（☎44 - 8267）

①高齢重度障害者・重度心身障害者福祉医療費受給者証

引き続き対象となる人には、7月上旬に、新しい受給者証を郵送します。なお、有効期間中に障害認定の再認定日がある人や65歳または75歳の誕生日を迎える人は有効期限が異なります。

▶8月から助成対象外となる場合があります

①について、所得制限基準額を上回る人は、8月



1日から福祉医療制度の助成対象外となります。対象外となる人には別途通知します。また、所得申告が済んでいない人には受給者証が郵送されません。所得申告が済みましたら医療保険課までご連絡ください。

②母子・父子家庭などの福祉医療費受給者証

引き続き医療費の助成を受けるには、更新の手続きが必要です。

対象者には、更新の案内を6月下旬に郵送します。更新手続き後、引き続き受給資格のある人には、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。

手続き＝7月11日（金）までに郵送（必着）で医療保険課医療助成係（〒376 - 8501桐生市役所）へ。



屋外広告物の改善にご協力を

看板などの屋外広告物が無秩序に設置されてしまうと、景観を損ねるだけでなく、運転者や歩行者の視界を妨げ、事故の原因になることがあります。

市では適正な屋外広告物の表示推進のため、違反広告物などを表示・設置している広告主、広告業者や土地所有者に対して、改善を働きかけています。

屋外広告物の許可地域区分や許可基準の詳細などは、市ホームページをご覧ください。都市計画課景観係にお問い合わせください。

▶令和7年度の改善対象路線

次の対象路線を6月から調査し、確認された改善対象広告物に対して改善要請を行います。

対象路線＝県道桐生岩舟線の境野町一丁目交差点（境野町交番前）から足利市方面へ約1.7キロメートルの区間。
詳しくは右の二次元コードから、市ホームページをご確認ください。



▶改善対象広告物

- ①禁止物件（道路標識、街灯柱など）に表示されたもの
 - ②必要な手続きをしていないもの
 - ③禁止広告物（老朽化したものなど）
 - ④設置基準に適合していないものなど
- 問い合わせ**＝都市計画課景観係（☎32 - 3787）

戸籍の氏名にフリガナを記載

戸籍に関する改正法が5月26日（月）に施行され、戸籍に氏名のフリガナを記載することとなりました。

▶通知書（はがき）でお知らせします

6月から順次、ご自身の本籍がある市区町村から、戸籍に記載される予定のフリガナが通知されます。市内に本籍がある人は、7月上旬から中旬頃の通知を予定しています。

同じ戸籍で同じ住所の人を4人1通程度にまとめて通知します。同じ住所でも戸籍が別の人には、それぞれに通知書を送付します。

▶フリガナが正しい場合は手続きの必要はありません

通知書のフリガナが正しい場合、届出は不要です。間違っている場合は、令和8年5月25日（月）までに、正しいフリガナの届出が必要です。

詳細については広報きりゅう7月号でお知らせします。

届出方法など＝右の二次元コードから法務省ホームページをご覧ください。法務省コールセンター（☎0570 - 05 - 0310）にお問い合わせください。



問い合わせ＝市民課戸籍担当（☎32 - 3596）

乳幼児の健康診査など

対象者には受付時間を記載した通知を送付しますので、ご確認ください。

市ホームページや桐生ふれあいメールでも確認できます。

問い合わせ＝子育て相談課母子保健係（☎43 - 2003、43 - 2009）

行事	期日	対象	場所
3か月児健康診査	7/2（水）	令和7年3月1日～4月1日生まれ	保健福祉会館 （末広町）
1歳6か月児健康診査	7/30（水）	令和5年12月21日～令和6年1月31日生まれ	
2歳児歯科健康診査	7/15（火）	令和5年1月6日～2月8日生まれ	
3歳児健康診査	7/22（火）	令和3年12月29日～令和4年1月25日生まれ	
育児相談	7/17（木）	小学校入学前のお子さんと保護者※要予約	
すこやか栄養相談	随時	妊婦または子育て中の人	
もぐもぐ離乳食	7/29（火）	生後4～6か月のお子さんと保護者※要予約	
ステップアップ！離乳食	7/30（水）	生後7～9か月のお子さんと保護者※要予約	新里町保健 文化センター
3か月児健康診査	7/24（木）	令和7年3月17日～4月24日生まれ	
10か月児健康診査	7/24（木）	令和6年9月11日～10月10日生まれ	
2歳児歯科健康診査	7/24（木）	令和5年3月12日～5月19日生まれ	

がん検診を受けましょう

65歳以上の人は、年に1回結核健康診断を受けることが義務付けられています。また、生活保護世

帯、市民税非課税世帯の人は申請により無料です。
申し込み＝5月中に郵送した「各種検（健）診日程と受け方」を参考に、電子申請または申込書で希望する受診日の3週間前までに申し込んでください。
問い合わせ＝健康長寿課成人保健係（☎44 - 8247）

	乳がん検診	子宮頸がん検診	胃がん検診	結核・肺がん検診
対象者	40歳以上	20歳以上	40歳以上	40歳以上
検診内容	マンモグラフィ検査	内診、子宮頸部の細胞診	胃バリウム検査	①胸部レントゲン検査 ②喀痰細胞診検査（問診で必要と認められた人）
事前申し込み	必要			不要
受付時間	申し込み後、郵送で個別に案内			午前9時～11時30分
費用	1,000円	1,100円	1,000円	①500円、②700円
費用無料対象者	40歳と70歳以上	20歳と70歳以上	40歳と70歳以上	①40歳と65歳以上、②70歳以上
6月	13日（金）	-	-	広沢公民館
	19日（木）	-	-	菱公民館
	20日（金）	-	-	北公民館
	26日（木）	保健福祉会館（末広町）		-
7月	3日（木）	-	保健福祉会館	-

本庁舎に来庁する皆さんへ

現在、旧本庁舎の解体工事を行っています。令和8年3月末には、外構工事など全ての工事が完了する予定です。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をよろしくお願いします。

▶臨時おもいやり駐車場の供用を開始しました

来庁する皆さんが利用しやすいよう、下の図のとおり臨時おもいやり駐車場5台分を整備しましたので、ご利用ください。

利用期間＝令和8年3月末まで（予定）

▶介助員を配置しました

車いすで仮設スロープを上りづらいなど、来庁時

に介助が必要な人のために介助員を出入口②付近に配置しました。気軽にお声がけください。

配置期間＝令和8年3月末まで（予定）※土、日、祝日、年末年始を除く

時間＝午前8時30分～午後5時15分

▶通用口も利用できます

本庁舎は、出入口①・②のほか、通用口からも入館できます。

▶平日夜間と休日の届出は通用口をご利用ください

平日夜間と土、日、祝日および年末年始における婚姻届、出生届、死亡届などの受領や埋火葬許可証、火葬場使用許可証の発行などは、警備・宿日直室で受け付けますので、通用口から入館してください。

問い合わせ＝総務課庶務担当（☎32 - 4145）

